北海道経済学会
ニュースレター

2022. 3. 31
第 7 号

Contents

1　年次大会開催を担当して
2　研究報告
5　シンポジウム概要
6　昨年度の活動，会則，編集後記

年次大会開催を担当して

北海道経済学会　理事
北海学園大学経済学部　教授　古林　英一

北海学園大学の前身である北海短期大学経済科は 1950 年に開設されました。そしてその 2 年後の 1952 年には道内最初の私立大学である北海学園大学が開設されました。北海短期大学の入学生は，そのまま新設された大学の 3 年生に編入というかたちとなったため，2020 年は北海学園大学の創立 70 周年となる節目の年でした。

本来なら 2019 年に年次大会を担当するべきところ，本学の学内事情により，北海道武蔵女子短期大学に年次大会をご担当いただくこととなってしまいました。そこで，2020 年は創立 70 周年行事も兼ね，年次大会をわが北海学園大学で開催させていただく予定でした。しかしながら，まったく想像だにできなかった新型コロナウイルス感染の急拡大により，年次大会の開催そのものを断念せざるを得なくなってしまいました。

2021 年になっても新型コロナウイルスの猛威が続いたものの，多くの学会や研究会と同様，北海道経済学会の年次大会もオンラインで開催することとなり，なんとか年次大会・シンポジウムを開催することができました。

シンポジウムは「外国人労働者の今」をテーマに，宮入隆（北海学園大学経済学部），佐々木貴文氏（北海道大学大学院水産科学研究院），西 千津氏（カトリック札幌司教区難民移住移動者委員会），金 仁子氏（北海道大学大学院経済学研究院）の 4 氏に講演をいただき，パネルディスカッションをおこないました。

もちろん講演の内容は申し分のないものであったことが大きかったことが前提ではありますが，オンラインでも何とかなるものだというのが率直な感想です。とはいえ，やはり，一堂に会してのシンポジウムに比べると，物足りなさは否定できないところでもありました。逆にいえば，これまで当たり前だった一堂に会することのメリットを改めて知ることでもあったように思われます。その一方で，オンラインであったがゆえに参加できた方もおられたと思います。今後はオンラインと対面のハイブリッド型の開催も考えられるのかもしれません。

コロナ前，コロナ後などという言葉が生まれてきたように，今回の年次大会は今後の学会のあり方にも一石を投じることとなったように思われます。とはいえ，２０２２年の年次大会ではみなさんと一堂に会せることを強く祈念いたしております。

研究報告

中国省レベル経済の紐帯に関する実証研究

報告者：札幌学院大学経済経営学部　南川　高範
討論者：北海商科大学商学部　舛田　佳弘

ジェトロ北海道の統計資料によると，北海道から中国への主要な輸出品目は，冷凍を含む魚介類や，加工品，鉄鋼や一般機械であり，輸送方法は，そのほとんどが海上輸送である。北海道の貿易統計に計上されるのは，北海道の港湾や空港を通って海外に送られる貿易に限られ，大規模輸送が行われる横浜や神戸などを経由して，北海道から中国に運ばれる財は北海道の貿易とみなされていない。こうした理由から，北海道の貿易財は，比較的長い日数の海上輸送に耐える財に限られることになり，実際に中国からの需要がどのような商品にあるのかを統計から図ることができない。

北海道経済にとっての対外経済というと，観光業における海外からの旅行者の流入や，観光地での消費など，訪日外国人関連の需要が注目される。確かに，一見すると北海道の付加価値生産額に占める対外貿易の割合が大きくないが，上述のような理由で潜在的な対外的取引が存在していることが考えられる。本研究は，すでに北海道にとっての主要な貿易相手であり，また今後の中国の経済発展と輸送や冷凍の技術向上から，更なる貿易拡大の可能性をもつ中国について，その経済の構造の特徴を明らかにすることを試みている。

ここでいう中国経済の構造とは，中央政府の下に管理行政主体を有する最大の単位である省（省級市，自治区を含む）を対象として，省間にどのような経済的な紐帯が存在しているのかを意味している。省間の結びつきの強さについて推定を行うために，ここでは，年末常住人口の省別のデータから，潜在的な省間の人口移動の情報を抽出することを試みた。この情報を空間的ウエイト行列という形式で集約したものを推定し，それぞれの省が特定の省と形成していると考えられる経済圏の姿を明らかにすることが目的である。空間的ウエイト行列とは，例えば，中国の省の場合，省の数を表す 31 の行数[1]，列数をもつ行列を想定し，各行，各列にそれぞれの省を対応させたものである。1 行目と 1 列目は北京，2 行目と 2 列目は天津のように，対応させた省間に連動するような関係があれば非ゼロの要素を採り，連動するような関係がなければゼロをとるような行列により，潜在的な省間の人口移動の情報を表すことが可能である。

省間の紐帯を推定するための方法として，高次元データの回帰モデルに関するパラメータ推定の手法である Least Absolutely Shrinkage Selection Operator（LASSO）型の推定を行った。LASSO とは，変数選択とパラメータの推定を並行して行うという推定の方法であり，高次元小標本データの推定を実行するために用いられる。空間的ウエイト行列を推定の対象とする場合，推定の対象となるのは，非対角要素のみであるため，31 行 31 列の行列を推定する場合には，930（=31×30）の要素を推定の対象とすることになる。一方で空間的ウエイト行列は，その要素の多くが 0 となることが予想されるものであり，パラメータが疎性（Sparse）の特徴をもつことが知られている。LASSO 型の推定手法では，パラメータの要素のうち 0 から十分に離れていない変数を 0 とみなし，推定の対象から外しながら，非ゼロのパラメータの推定値を求めていく手法であり，ここでは，R のパッケージ *glmnet* を用いて，LASSO 型の推定手法の一つである Adaptive LASSO の手法により推定を行っている。

Adaptive LASSO により，各省における潜在的な年末常住人口の移動の様子を，空間的ウエイト行列の推定から明らかにすることを試みている。空間ウエイト行列の推定結果からは，中国の各省において，必ずしも，地理的な近接性をもとに人口が移動しているわけではなく，一人当たり付加価値生産額が高い値である北京や上海については，遠隔地域との人口移動の連動がみられるという結果が示された。また，天津のように，近隣地域と人口移動の連動がみられる地域があることも示された。

一人当たり付加価値生産額の連動を検証するために，人口移動の紐帯から推定される経済圏を用いて，一人当たり付加価値生産額の空間的自己相関係数を計算した。これは，対象の省が同じ経済圏を形成する省との間に，協調的な関係があるか，競争的な関係があるかを数値的に示したものである。空間的自己相関係数の計算結果からは，北京や天津，上海といった一人当たり付加価値生産額が高い地域が同じ経済圏と競争的な関係にあることが示されており，経済圏の他地域のリソースを吸収しながら成長している可能性が指摘された。

空間ウエイト行列は空間計量経済モデルに応用することが可能であり，今回の推定結果を，今後の研究に応用したいと考える。

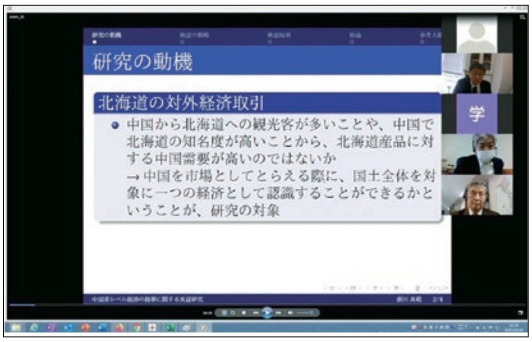

---

[1] ここでは中国国家統計局がその統計データを一様に扱っている 31 の省を対象に省間の関係を推定している。

1943年北海道・樺太の地方制度改正から明治地方自治体制の「自治」を考察する
―「会」，法人格，議決，地方税をめぐって―

報告者：北海道大学大学院経済学研究院　白木澤　涼子
討論者：北海商科大学商学部　竹野　学

1．明治地方自治体制の「自治」とは

1888 年に市制町村制が布かれると同時に，「市制町村制理由」が出される。「市制町村制理由」では，「自治トハ国ノ法律ニ遵依シ名誉職ヲ以テ事務ヲ処理スルヲ謂フ」とされた。明治地方自治体制の「自治」とは，名誉職によって地方の事務（委任事務を含む）を処理することであった。ところで第二次世界大戦以前の世界的な地方自治の類型は，フランスを母国とする大陸型と英米のアングロ・サクソン型に大別される。立憲君主制の統一国家形成を主眼とする明治地方自治体制は，大陸型のうち「官治ト自治ト混淆スル」を特色とするドイツの地方自治を模倣した。明治地方自治体制において，「官治」もまた「自治」であった。地方団体は「官治」と「自治」との度合において，不完全自治体である府県，完全自治体である市町村に区分されていた。府県制と市制町村制の「自治」の違いは，「名誉職ヲ以テ事務ヲ処理スル」にあたっての執行機関・議会における度合の問題であった。また「自治」とは，名誉職によって担われ，自らの地方税などで自らの地方費を賄う（地方費支弁）ことでもあった。名誉職と地方費支弁の二つの論理で組み立てられた明治地方自治体制には，歴史的な「自治」が段階として存在し，地方費支弁をめぐっても「自治」の段階があり，両者は相関関係にあったのである。

2．明治地方自治体制における北海道・樺太の位置づけ

北海道・樺太における地方制度も，同様に「自治」の度合の問題であった。明治地方自治体制は府県制・市制町村制の他に，地方自治体ではない北海道とその延長線上に樺太を抱えていた。その構造は，「自治」の段階において，歴史的に市制町村制・府県制が布かれる以前の段階に北海道が位置した。樺太は，北海道よりさらに「官治」の度合が高く国の行政官庁であった。そのため樺太は，もともと内地法の延長線上にあり府県制に近く，領有当初から，同じ外地でも台湾や朝鮮とは異なる扱いがなされていた。

次に北海道・樺太における町村制であるが，当初制定された北海道一級二級町村制は，ともに不完全自治体であった。その後北海道・樺太一級町村制に，「自治」すなわち名誉職と地方費負担が付与され，完全自治体となった。北海道・樺太の町村でも，町村制と同じ歴史的経過・段階を経て「自治」が付与されたのである。一方北海道・樺太二級町村制は，1943 年の市制町村制中改正法（以後，改正法と略す）で指定町村と改称されるが，その内実は以前同様，不完全自治体のままであった。

3．北海道会法，部落会・町内会の「会」の同一性

1940 年制定された「部落会町内会等整備要領」で，部落会・町内会が，従来の旧慣の部落や都市部で簇生する町内会を統合する形で，国家によって新たに創設された。その後改正法で部落会・町内会が法制化され，市町村の下部組織として明治地方自治体制の最末端に据えられた。部落会・町内会でも「会」が使用された。北海道「会」法，部落「会」・町内「会」は，市制町村制制定以前の府県会規則・区町村会法の「会」と同じであった。「会」は，市制町村制制定以前の法人格を持たず，完全な地方自治体ではないという，歴史的に同一の「自治」の段階を示すものであった。明治地方自治体制は，その名称においても一貫した論理に貫かれていたのである。

4．地方税法・改正法による北海道・樺太，本土，沖縄県までの市町村の不完全自治体化と戦後の地方自治法と福祉国家への連続性

改正法と同時に，北海道・樺太にも町村制が布かれたのは，改正法により，町村制が北海道・樺太など「自治」の要件を欠くとされた地域にも適用できる論理となったからである。

明治地方自治体制の「自治」の段階のうち，樺太は地方費そのものが存在せず，単なる国の行政機関であった。次に，地方費は存在したが地方費支弁の割合が低く「自治」の要件を欠き，地方自治体ではなかったのが北海道である。首長の給与が国庫から出されており，したがって首長が官吏である府県は不完全自治体であり，議会も議決権がなく制限列挙主義であった。これに対し市町村は，完全自治体であった。すなわち地方費支弁で，首長の給与も市町村自身による負担ないしは名誉職で，議会も議決権を持ち概括例示主義であった。しかし 1940 年の地方税法により，市町村の地方費の多くが地方分与税分与金特別会計から支出され，外形的には北海道の国庫から支給される拓殖費，樺太の樺太庁特別会計と同様に，国庫から支給されるという点において同一となった。また町村長の名誉職についても，1930 年代には実質的に崩壊し有給となっていた。これが地方分与税により，町村長の給与も必ずしも町村が負担するのではなく，国庫支弁に頼ることとなった。ここに明治地方自治体制の「自治」である，名誉職と地方費支弁の原則が，市町村でも崩れた。

次に「部落会町内会等整備要領」により，市町村の「自治」（名誉職と地方費支弁）が部落会・町内会に「移行」する。明治地方自治体制に「自治」は不可欠であったが，市町村の「自治」が部落会・町内会に「移行」することにより，市町村までが実質的に府県同様の不完全自治体となることが可能となる。改正法により，制度においても実質的に市町村が不完全自治体（議会における議決権の喪失と制限列挙主義）となることによって，北海道・樺太二級町村制は「自治」において市町村と同じ段階となる。内外地行政一元化とは，市町村が

不完全自治体となることであった。しかし不完全自治体化をもって，改正法を「逆行的」であると評価することに対しては異議を唱えたい。改正法は，外形的にはアングロ・サクソン型の 1947 年制定の地方自治法に近似し，特に市町村会に議決権がなく制限列挙主義である点において，地方自治法への橋渡しをするものであった。改正法は，戦後の福祉国家における新中央集権主義と親和性が高かったのである。

以上の報告を受けて，討論者より，樺太史の地方制度に関する研究が少ないことから一定の評価をいただいた。しかし改正法との関係では，改正法そのものの歴史的意義と樺太の内外地行政一元化を同時に論じることについて疑問を呈された。この件に関しては，別の機会に論じる予定である。

ビックデータと既存データを用いた個人消費の販売額予測モデルの構築の研究

報告者：北海道経済学会会員　清水　敏史
討論者：北海道大学大学院経済学研究院　齋藤　久光

1. 研究の背景

2020 年は新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の影響により，北海道経済は大きな影響を受けた。2020 年の北海道経済を経済産業省北海道経済産業局が公表する「最近の管内経済概況」により振り返ると，景況に波はあったものの，感染症の影響により「生産活動」，「個人消費」，「観光」，「民間設備投資」とほぼ全般にわたり厳しい状況が続いた。

とりわけ景況分析にとって重要な項目である「個人消費」について詳細をみていくと，道内の「百貨店」「コンビニエンスストア」（以下「コンビニ」という。）の販売額は対前年比で大きく低下したが，同じく「スーパー」「家電大型専門店」「ドラッグストア」「ホームセンター」の販売額は対前年比で上昇し，業態により明暗が分かれる形となった。定性的な分析を試みると，この業態による差は，感染症を契機とした「人流の抑制」とそれがもたらした「巣ごもり需要」などの消費スタイルの変化によって生じたものと考えられる。本研究では，コロナ禍の経済において鍵となる「人流」と，「人流」と相関関係の強い「百貨店」「コンビニ」の販売動向に焦点を当てて分析を試みた。

2. 研究の目的と手法

内閣府が公表する「V-RESAS」の「人流」データ等を説明変数として，「人流」と強い相関関係にある「百貨店」「コンビニ」の販売動向を目的変数とする回帰分析によって，二つの業態の販売動向の予測モデルを構築することが本研究の目的である。その主たる動機は，緊急事態宣言等による人流抑制，医療逼迫への懸念から生じる「人流」の減少が，「百貨店」「コンビニ」の販売動向へ与える影響の予測モデルを構築し，施策検討に資するというものであるが，景況分析の鮮度を高めるために，速報性の高い「百貨店」「コンビニ」の販売動向の予測モデルを構築するという従たる動機も併せて研究に取り組んだ。

研究を進める中で，「百貨店」「コンビニ」の販売動向を目的変数，「人流」を説明変数とした単回帰分析では精度が十分ではないことから，説明変数を複数設定した重回帰分析を試みた。説明変数の候補として，内閣府の景気動向指数を構成する指標や速報性の優れた「ガソリン価格」「気象情報」の動向等を組み合わせ，増減法により当てはまりの良いものを抽出し，その後，因果関係を考察する方法で分析を進めた。

3. 研究の結論と総括

最終的に，「百貨店」では「人流」に「消費者態度指数」，「コンビニ」では「人流」に「ガソリン価格」を説明変数として組み合わせることで，販売動向の予測精度が改善した。しかし，「消費者態度指数」が「百貨店」の販売動向の予測精度を向上させた点については，緊急事態宣言や特別定額給付金の支給などコロナ禍での特殊要因が大きく影響したものと分析される。また，「コンビニ」における「ガソリン価格」は，世界経済，日本経済が回復軌道に乗り，原油需要が増加した流れと，感染症が落ち着き，GoTo トラベルキャンペーンなど各種イベントが発生したタイミングが図らずも一致したことで，偶発的に予測精度を向上させている可能性が高く，因果関係はほとんど想定できないものと考えられる。このように，いずれも，制約条件が付くか，根拠の弱い結果となった。

4. 討論を経ての今後の展望

討論では，「コンビニ」の販売動向については，「人流」が増えると「ついで買い」が誘発されるという因果関係を想定できたとしても，「百貨店」は感染防止の観点から「人流を抑制」するために営業を自粛しているという因果関係が想定されることから，立地によっては因果関係が逆転しているのではないか。また，社会状況の相違によって消費者の購買行動は異なってくるものであり，第一義的に「人流」と「個人消費」の間にいかなる因果関係が存在するのかについて詳細な実証分析が必要なのではないか，などのご指摘をいただいた。

研究を進める上で，大きな課題を自覚すると同時に，貴重な道しるべをお示しいただいた。お忙しいところ，ご丁寧にご指導くださいました齋藤先生に心より感謝申し上げます。本稿は，執筆者の個人的見解であり，執筆者の属する組織の見解を示すものではありません。

シンポジウム

外国人労働者の今

講演：北海学園大学教授　宮入　隆，北海道大学大学院准教授　佐々木　貴文，
カトリック札幌司教区難民移住移動者委員会　西　千津，北海道大学大学院助教　金　仁子
パネルディスカッション　パネリスト：宮入　隆，佐々木　貴文，西　千津，金　仁子
コーディネーター：北海学園大学教授　古林　英一

かつて後に「バブル経済」と呼ばれることとなった好景気の時代があった。その頃，労賃の高騰に悲鳴をあげた企業は安価な労働力を海外から求めようとした。それから 30 年が経った今も労働力不足が深刻な経済問題となっている。

だが，当時と今を比べると，決定的に異なっていることがある。それは，当時は「安価な外国人労働」を求めていたのが，今日では絶対的な労働力不足ゆえに外国人労働を求めざるを得なくなっていることである。今回の講演，とりわけ宮入氏と佐々木氏の講演はそのことを改めて強く認識させるものであった。

農業における外国人労働について精力的に調査・研究をおこなっている宮入氏による講演のタイトルは「北海道農業・農村における外国人労働者の受入実態と課題」であった。改めていうまでもなく，北海道は農業王国であり，わが国の食料供給にしめる北海道の比率は高い。だが，その農業はすでに外国人労働抜きには成り立たなくなっていることを宮入氏は農業センサスなどの公的資料や実態調査の結果などから明らかにした。北海道の農畜産業は他地域に比べ圧倒的に大規模である。そのため雇用労働への依存度も高い。そしてすでに「常雇い」の２割が外国人労働者である。技能実習生が大部分であるとはいえ，専門的・技術的分野としての受け入れも，北海道の農業では顕著にその比率を高めている。

外国人依存が農業よりも早くから進行してきた漁業での状況が佐々木氏の講演「漁船漁業における外国人依存とその課題」で示された。もはや外国人労働は，宮入氏の言葉を借りれば，「一時的移住労働者」とよぶべき存在となっている。まさに外国人との「共生」が社会的課題となっている。外国人労働者を生活者という観点からも考えねばならない。西氏の講演「外国人労働者との共生社会を考える」は，留学生の「アルバイト」が大きな役割を果たしていること，技能実習生が直面している厳しい現実を紹介し，共生社会を実現するための課題を提示した。

さらに金氏は「北海道における外国人女性労働者の雇用状況」で，世界全体の動向を歴史的に俯瞰し，外国人労働者の受け入れに関してジェンダーの視点が不足していることを指摘した。

正直に告白するが，筆者は外国人労働に関しての知識が全く欠如している。それゆえ本来的な意味でのコーディネーターとしての役割を十分果たすことは出来なかったが，講演とパネルディスカッションを通じて，個人的には多くのことを学ぶことができた。

一堂に会してのシンポジウムであれば，フロアとの質疑ももっと活発におこなえたことだろう。やむを得ないこととはいえ，各講演がそれぞれ内容豊富なものだっただけに，オンラインでのシンポジウムはやや物足りなさも感じさせたと，コーディネーターとしての能力不足を新型コロナウイルスのせいに押しつけて筆をおく。

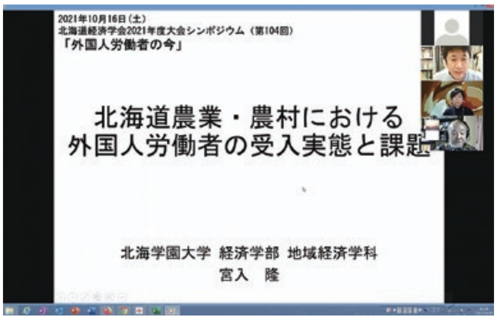

昨年度の活動

2020 年 7 月 11 日　理事会（web）開催
議題（1）理事と会員の変更について
（2）2019 年度決算（案），2020 年度予算（案）
（3）北海道経済学会 2020 年度（シンポジウムの延期，ワークショップ，第 67 回総会・講演について）

2020 年 10 月 31 日　北海道経済学会 2020 年度　第 68 回総会，講演会，ワークショップ　web 開催
13：00 ～ 13：30　総会　理事と会員の交代　・2019 年度決算案，
2020 年度予算案　・来年度事業計画案　等
13：30 ～ 14：10　講演：「北海道経済の課題」の課題
講演者：（株）北海道二十一世紀総研　副社長執行役員　小髙　咲
14：15 ～ 15：55　ワークショップ（3 報告）

2021 年 3 月 31 日　「北海道経済学会ニュースレター」第 6 号が刊行された

北海道経済学会会則

第 1 条　本会は北海道経済学会と称する。
第 2 条　本会は北海道における経済学，経営学並びに商学の研究及びその発展をはかることを目的とする。
第 3 条　本会は経済学，経営学並びに商学の研究者にして，前条の趣旨に賛同する者を以って組織する。但し上のほか，会員が推薦し理事会による承認を経た者は，会員となることができる。
第 4 条　本会の事務局は北海道大学大学院経済学研究院 地域経済経営ネットワーク研究センターにおく。
第 5 条　本会は次の事業を行う。
（1）研究報告及び講演会の開催
（2）会員の研究成果及び講演録の公表
（3）その他本会の目的を達する為に適当な事業
第 6 条　会員は次に掲げる区分ごとに総会の議決を経て決められた会費を負担するものとし，継続して 3 年以上滞納した場合は，原則として会員の資格を失うものとする。
（1）正会員：第 3 条に該当する者で(2)，(3)に該当しない者
（2）学生会員：第 3 条に該当する学生
（3）賛助会員：第 3 条に該当し，本会の事業を賛助する個人又は法人
第 7 条　本会に下記の役員を置く。
（1）理事　若干名
（2）監事　1 名
役員の任期は 2 年とする。但し，重任は妨げない。
第 8 条　理事は総会で選任し，総会の決議にもとづき会務を執行する。
第 9 条　理事は互選によって代表理事 1 名を定める。代表理事は本会を代表する。
第 10 条　監事は代表理事が理事以外の者から選任する。
第 11 条　通常総会は年 1 回これを開く。
第 12 条　総会の議決は出席会員の過半数による。但し，会則の変更は出席会員の三分の二を以って定める。
第 13 条　本会の会計期間は 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までとする。

付則
1. 改正された本会会則は 1999 年 11 月 6 日から施行する。
2. 本会会則は 2002 年 11 月 16 日から施行する。
3. 本会会則は 2013 年 12 月 14 日から施行する。
4. 本会会則は 2015 年 11 月 15 日から施行する。

編集後記

統計学者ジョージ・ボックスが繰り返し用いている有名な一節に「すべてのモデルは間違っているが，中には役に立つものもある」というものがあります。複雑な現象を限なく説明するためとはいえ，学問上のモデルを過度に精緻化することを戒め，その現象への有用な近似を提供できる簡素で説明可能なモデルの有用性を強調する文脈で用いられています。
我々が直面している日本社会の構造問題，感染症に付随する問題，さらには国際的な紛争問題も高度に複雑に入り組んだ問題に見えます。大会シンポジウム・ワークショップで議論された社会経済問題の諸相への問いかけを通じて，そうした複雑さを解きほぐす手がかりが提示され続けていると考えています。
本ニュースレターへ原稿をお寄せいただきました先生方，オンラインで実施された大会へご参加いただきました皆様に心より御礼を申し上げます。今後も北海道経済学会を通じて有用な研究成果のアンサンブルを提供できるよう努めてまいります。

事務局　北海道大学大学院経済学研究院　地域経済経営ネットワーク研究センター（REBN）

入会ご希望の方は下記にご連絡ください
〒０６０－０８０９　札幌市北区北９条西７丁目　北海道大学大学院経済学研究院
地域経済経営ネットワーク研究センター内　北海道経済学会事務局
Tel & Fax：０１１－７０６－４０６６　Mail：sacade@econ.hokudai.ac.jp